

# 岐阜県高等学校文化連盟合唱部会規約

- 第1条（名 称） この会は岐阜県高等学校文化連盟合唱部会と称する。
- 第2条（事務局） この会の事務局は専門部長が在任する学校におく。
- 第3条（目 的） この会は岐阜県高校合唱の育成指導を行い、その向上発展に努める。
- 第4条（事 業） この会はその目的達成のために次のような事業を行う。
- 合唱講習会
  - 岐阜県合唱コンクール
  - 県総合文化祭連合音楽会
  - 各地区音楽会
  - その他、その目的達成のために必要な事業
- 第5条（組 織） この会は岐阜県下の高校において合唱活動を行っている部活動で構成され、岐阜・西濃・東濃・中濃飛騨の4地区をおく。
- 第6条（役 員） この会には次の役員を置き、任期は2年とするが、再任を妨げない。
- |         |    |                                    |
|---------|----|------------------------------------|
| ① 会 長   | 1名 | 加盟校の校長がこれにあたり、部会の事業を総括する。          |
| ② 専門部長  | 1名 | 顧問の互選により選出し、部会の行なう事業について直接これを総括する。 |
| ③ 副専門部長 | 1名 | 顧問の互選により選出し、専門部長を補佐代行する。           |
| ④ 会 計   | 1名 | 顧問の互選により選出し、会計にあたる。                |
| ⑤ 会計監査  | 1名 | 顧問の互選により選出し、会計監査にあたる。              |
| ⑥ 地区会計  | 1名 | 顧問の互選により選出し、それぞれの地区の会計にあたる。        |
- 第7条（会 議） ① 総 会 ： 毎年、年度初めに総会を開催する。総会は会長が招集し、総会の決議は出席者の過半数により成立するものとする。
- ② 役員会 ： 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 第8条（会 計） この会の経費は、岐阜県高校文化連盟の経費によってまかなわれる。ただし、大会参加費等は参加校から徴収する。
- 〈付 則〉 本規約は平成22年4月1日より実施する。